

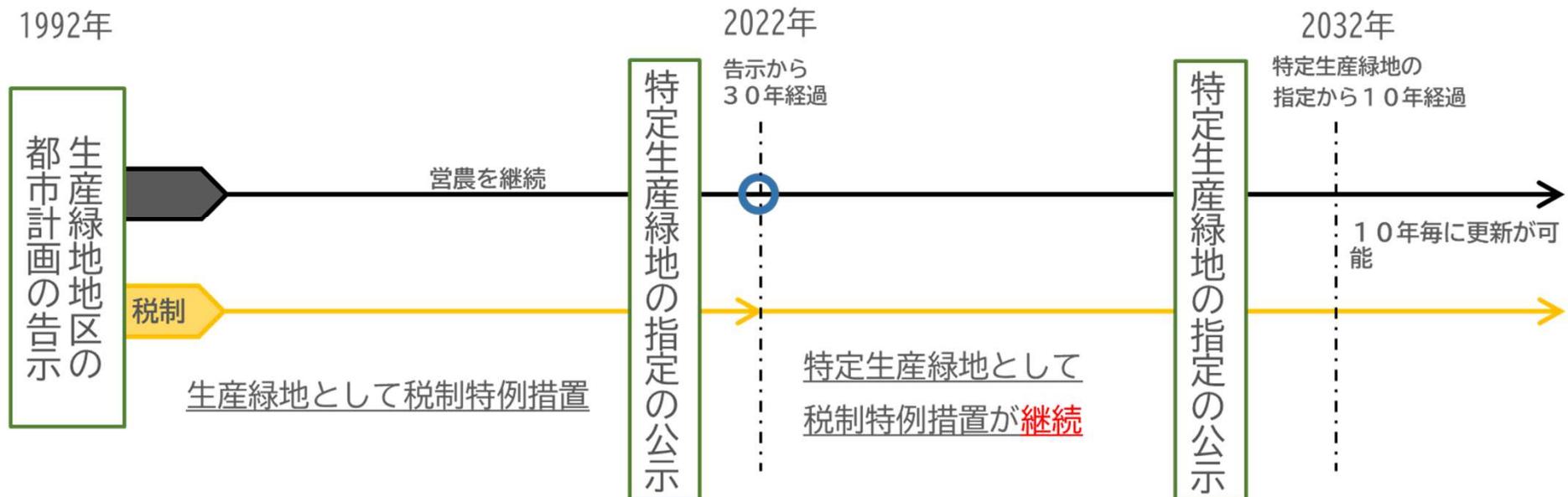
第3号案件

特定生産緑地の指定について（意見聴取）

特定生産緑地制度の概要

- 生産緑地の所有者等の意向を基に、市長は告示から30年経過するまでに、生産緑地を特定生産緑地として指定できる。
- 指定された場合、買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期される。
- 10年経過する前であれば、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。
- 特定生産緑地に指定しない場合は、従来の税制特例措置を受けることができなくなる。

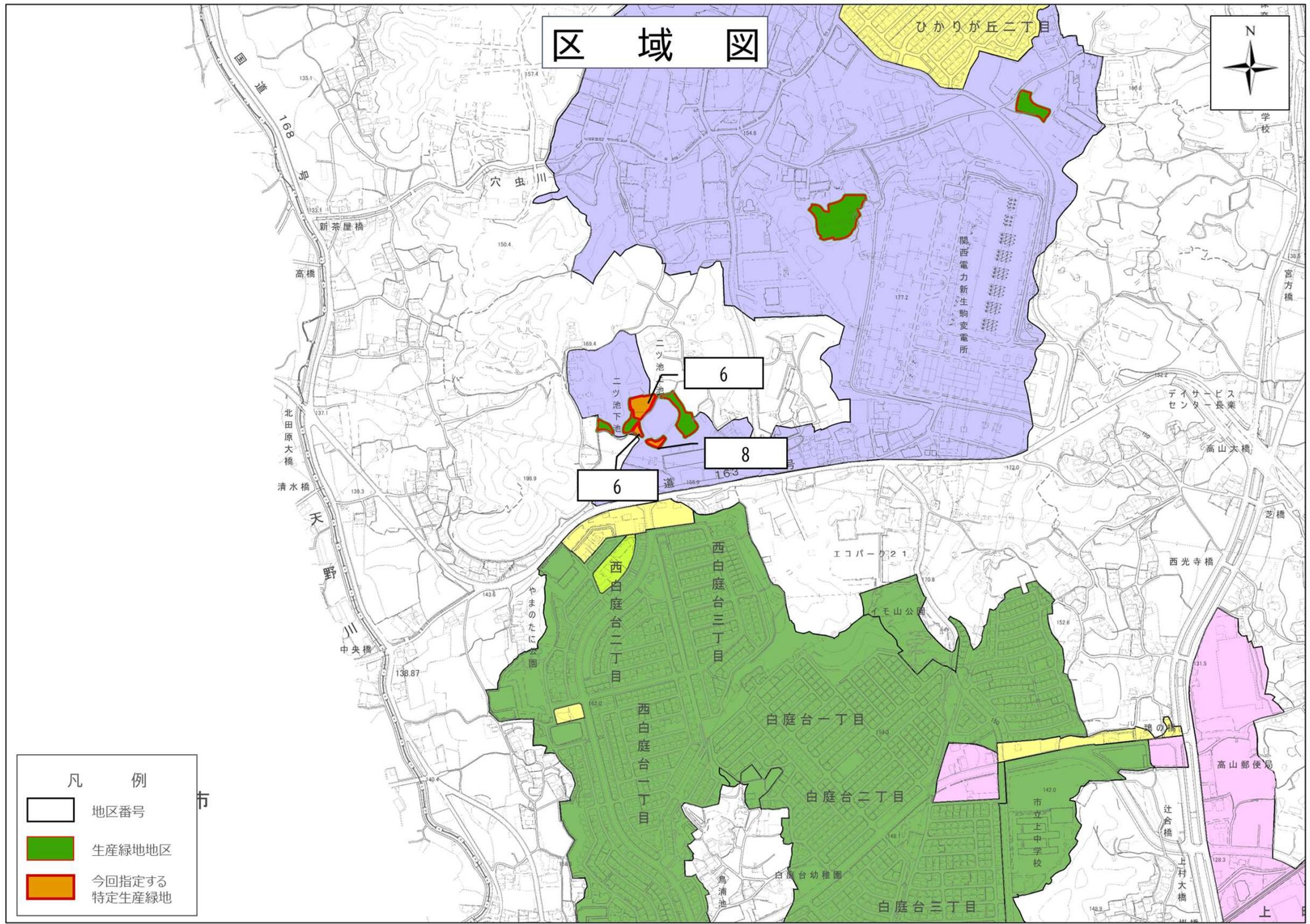
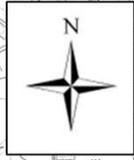
■特定生産緑地に指定する場合



制度周知の取組内容

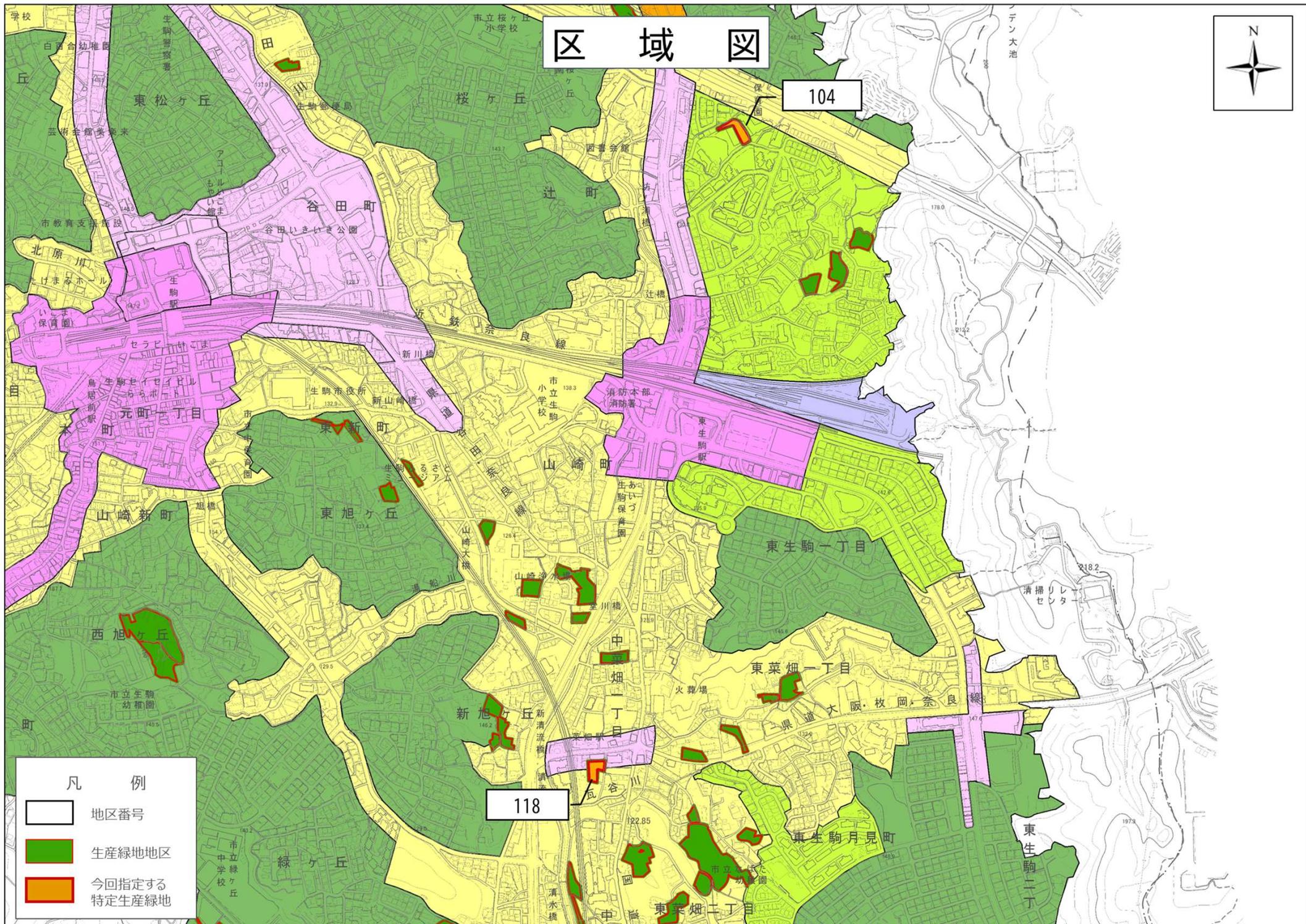
- 平成30年5月15日
広報、ホームページに制度内容を掲載
- 令和元年（平成31年）9月1日
指定申出書の受付開始
広報、ホームページで受付開始を周知
- 令和2年8月4日
未申請者に対して、個別制度周知

区域図



- 凡 例
-  地区番号
 -  生産緑地地区
 -  今回指定する特定生産緑地

区域図



特定生産緑地の指定について意見聴取するもの 一覧表

地区番号	全部・一部	所在地	地目	面積(m ²)
6	一部	北田原町2301番	田	241
		北田原町2302番	田	191
		北田原町2303番	田	1,358
		北田原町2349番	田	214
8	全部	北田原町2346番	畑	700
104	全部	辻町354番	田	618
118	全部	中菜畑1丁目50番	田	267
		中菜畑1丁目51番1	田	393
		中菜畑1丁目67番	田	525
149	一部	有里町48番1	田	621
158	全部	有里町379番3	田	50
		有里町380番	田	631
172	全部	小平尾町838番	田	770
189	全部	壺分町707番1	田	315
		壺分町708番1	田	825
		壺分町709番1	田	382
		壺分町710番1	田	282
		壺分町711番1	田	268
		壺分町712番1	田	513
		壺分町826番1	田	300
198	全部	壺分町444番1	田	1,783
		壺分町448番1	田	1,874
		壺分町1704番	田	171
199	一部	壺分町362番1	田	801

地区番号	全部・一部	所在地	地目	面積(m ²)
206	全部	壺分町346番1	田	766
		壺分町347番1	田	479
212	一部	壺分町252番	田	264
		壺分町253番	田	588
		壺分町254番	田	644
213	一部	壺分町225番	田	624
		壺分町236番	畑	85
215	一部	壺分町209番1	田	163

・特定生産緑地の指定に係る指定状況表

令和2年8月現在

内容	面積	地区数
令和4年に生産緑地地区の都市計画決定から30年を経過するもの	約34.2ha	207地区
既に特定生産緑地に指定したもの	0ha	0地区
今回、特定生産緑地の指定について意見聴取するもの	約1.8ha	14地区